

令和 7 年度以降の「鳴門海峡の渦潮」の世界遺産登録に向けた取組 (案)

I 世界遺産登録をめざした取組により見えてきた課題

平成 27 年度以来、世界遺産登録をめざして学術研究調査に取り組み、自然・文化の両面から世界遺産登録の途を探る過程で、自然・文化の価値や魅力、今後取り組むべき課題が見えてきた。

【課題】

- 1 「世界遺産条約履行のための作業指針」において核となる顕著な普遍的価値（OUV）の証明が不十分。
- 2 渦潮が単なる観光の資源ではなく、世界遺産にふさわしい顕著な普遍的価値（OUV）を持った資産であることを国内外に認知してもらうことが必要。
- 3 「保護保全」にあたっての地元の合意が形成されておらず、法に基づく保護措置や管理体制の整備が十分に検討されていない。
- 4 世界遺産の登録を目指していくうえで、渦潮の大切さを住民が理解し、渦潮を含めた自然環境を自らの手で守り次代に引き継いでいくことが何より重要。
- 5 現状では、環境省（自然遺産）の暫定リストに掲載された候補資産はなく、文化庁は、文化遺産の暫定リスト見直しについて文化審議会で検討中である。このため、国の動向に合わせて現実的に対応していく必要がある。

II 世界遺産をめざすための次のステップ

令和 5・6 年度に開催する「兵庫・徳島「鳴門の渦潮」世界遺産登録検討会議」における世界遺産登録の方向性（登録に向けたアプローチ）の検討結果を踏まえ、以下の考え方にに基づき、次のステップとして令和 7 年度以降の取組を進める。

【「鳴門海峡の渦潮」の世界遺産登録の基本的な考え方】

- 潮汐の働きによって海峡に発生する速い潮流と海峡部の特殊な地形によって生み出された類い希な自然現象である「鳴門海峡の渦潮」とその周囲の優れた景観は、人類が後世に引き継いでいくべき資産である。
- このため、渦潮の魅力と顕著な普遍的価値（OUV）を発信するとともに、住民主体の活動等を通じて保護保全を図りつつ、その先に世界遺産登録をめざしていく。

Ⅲ 登録に向けた令和7年度以降の取組方針

- 1 これまでの学術研究調査の成果を踏まえ、「鳴門海峡の渦潮」の普遍的価値を発信していく。
- 2 令和6年度に決定された方向性に沿い、検討会議で明らかにされた課題について、必要に応じて学術調査委員会が補完調査を実施する。
- 3 住民主体の自然環境保全活動等の促進と拡大を図り、地域の宝である渦潮とその周囲の優れた景観を世界遺産にふさわしい資産として磨き上げ、魅力を発信していく。
- 4 両県・両市が保護保全に関する課題を共通認識できる場を持ち、今後の対応方策を探っていく。
- 5 所管省庁へのアプローチを通じて、国の世界遺産登録に関する考え方の動向を見極めるとともに、自然遺産や文化遺産となるにふさわしい顕著な普遍的価値（OUV）を構成する要素を的確に組み合わせ、然るべきタイミングで申請に向けた協議を所管省庁と行う。

IV 令和7年度国際シンポジウムに向けての進め方

【令和7年度国際シンポジウム(R7.9 予定)】

- 調査研究成果を踏まえた「鳴門の渦潮」の顕著な普遍的価値（OUV）と魅力を世界に向けて発信
- 今後の登録の方向性を提示
- 今後の取組の方向性を発信
 - ・将来の世界遺産登録を見据え、我々の手で「鳴門海峡の渦潮」を守り、未来に継承していくことをメッセージ(宣言)として発信
- 民間レベルを中心とした「鳴門海峡の渦潮」の自然環境保全活動の取組をPR

【令和6年度総会（幹事会）(R7.3 予定)】

- 調査研究の総括と評価
- 今後の登録の方向性の決定
(併せて、国の世界遺産登録の動きに合わせて必要な調査を補完実施することを確認)
- 将来の世界遺産登録を見据え、我々の手で「鳴門海峡の渦潮」を守り未来に継承していくことの確認
 - ・民間レベルを中心として「鳴門海峡の渦潮」の自然環境を保全する取組を拡大
(文化保全についても取り組んでいく)
 - ・保護保全に向けた取組のスキームの確認（兵庫・徳島両県、両市）

【令和6年度検討委員会】(～R6.12 予定、計3回) ※令和5年度は1回(現状分析と評価)

- 調査研究の総括と評価
 - 今後の登録の方向性の検討
 - ①自然遺産（文化の要素を融合）
 - ②文化遺産（自然の要素を融合）
 - ③複合遺産
- ※ 海外連携も引き続き方向性を探る（他国資産の研究機関との関係維持）